

公募全般

質問 番号	箇所(頁)	質 問	回 答
1	募集要項 10 ページ (3)収 益 事 業 の 実 施 ②収益金	『収益事業の収益金は、指定管理者の収益とします。収益金を公園管理費に充てることもできるので、<u>その場合は、「様式 7 収支計画書」収入の「その他収入」欄に金額を記載して提案してください。</u>』と記載されています。 「様式 7 収支計画書」は、「収入計 (A)」＝「管理運営費合計 (B)」とするものであることから、収益金を「その他収入」に計上すると、「指定管理料」の算出に影響することとなります。 この「指定管理料」は、書類審査（基礎的な管理運営の審査）の審査項目「管理経費の節減努力」（配点：50 点満点中 5 点）となっています。 そもそも収益事業は、事業計画書で提案した内容を、県が必要に応じて内容の変更又は実施しないことを求める場合があり、不確定な事業計画・収支計画を根拠とする収益金の「その他収入」への計上は、提案事業者の内部資金の融通との誤解を招き、そのことで、指定管理者選定の審査に影響を及ぼすことは理解しかねます。収益事業の収益金の妥当性の判断基準について、お示し願います。	収益金を公園管理費に充てる場合に「様式 7 収支計画書」収入の「その他収入」欄に記載する金額は収益金の全額ではなく、例えば事業者の提案により追加の維持管理や利用促進事業を実施する際に必要となる収入を記載するものとなります。（「収入計 (A)」＝「管理運営費合計 (B)」とするもの） 収益事業の収益金の妥当性の判断基準について、明確に定めていませんが、プレゼンテーション審査において、評価項目「特色ある提案」として専門家を含む選定委員会が内容の実現性等を審査します。
2	募集要項 20 ページ ①書 類審査（基礎的な 管理運営の審査）	書類審査に、「県内に有する本店・支店」の項目があり、令和 6 年 4 月募集の赤穂海浜公園指定管理者募集の例では、代表となる法人又はグループを構成する法人いずれにおいても、県内に本店・支店を有していない場合は、0 点となっています。 過年度の募集では、応募者の資格として、『単独での応募の場合は、兵庫県内に本店又は支店を有する法人であること。複数の法人がグループを構成して応募する場合は、代表となる法人又はグループを構成する法人のいずれかの法人が、兵庫県内に本店又は支店を有していること。』が規定されていました。 「指定管理者制度に関するガイドライン」（令和 7 年 3 月改訂）の「応募資格・条件」には、『公募に際してより多くの事業者の参入を促進し、競争の活性化を図る観点から、<u>兵庫県内の事業所の有無</u>や同種施設の指定管理実績の有無など、<u>事業者が参入を検討するうえで障壁になり得る応募資格・条件は設定しないよう</u>注意して下さい。』の規定を受け、応募者の資格から県内の事業所の有無が除外されたものと推測します。 基礎的な管理運営を審査する上で、県内の事業所の有無が妥当であるとは考えられず、50 点満点中 5 点の配点となっていることは、十分に事業者が参入する障壁になり得ると判断しますが、どのような理由で、「県内に有する本店・支店」を審査項目としているのか、ご教示願います。	本公募において、「県内に有する本店・支店」を審査項目としているのは、県内に本店もしくは支店を有する法人の育成を図る観点から、県内に有する場合は 200 点満点中 5 点を加算するものです。したがって、本審査項目が応募者の応募資格・条件を制限しているのではなく、県内に本店・支店を有していなくても応募していただくことは可能です。
3	募集要項 16 ページ	16 ページ表中「様式・枚数制限*¹」、「電子データ*²」、「事業計画書*³」、「収支計画書*³」との記載がありますが、これらの注釈について説明する記載が見当たりません。 これらの注釈を説明する記載をご提示ください。	ご指摘の注釈については説明記載が漏れていましたので資料を修正します。 なお、注釈の内容は以前より様式集に記載の内容と同じものとなります。

4	募集要項 12 ページ 7 項目	物価・金利変動に伴う経費について 指定管理期間中に、賃金水準が大幅に上昇(基準年と比較して＋0. 3 %以上) し、人件費の増額が必要な場合は、双方の協議により指定管理料を増額とするとされておりますが、物価の変動については、いくら極端な上昇（又は下落）が起こっても、全て指定管理者側の対応になるのでしょうか。年度協定の機会に指定管理料が増額されるということはないのでしょうか。 もし、増額される可能性があるのなら、その基準を示して頂けますでしょうか。	物価上昇時に一定の基準で指定管理料を増額することは予定していません。ただし、これまで光熱費等上昇時に、複数回にわたり指定管理料増額や補助金の交付等の対応を行っており、今後も状況に応じ県が対応する可能性はあります。																																																		
5	資料集 P2 ●年度毎の基準額	■人件費実績と人件費基準額（R8～R11）の乖離について 資料集で示された年度毎の基準額の人件費が、同じく資料集で示された過去の実績の人件費と比べて大幅な減額となっています。 毎年最低賃金が引き上げられ人件費が継続して高騰している中、人件費が過去実績より大幅な減額となっていることについてどのように捉えるべきか苦慮しております。 現指定管理者の人員配置による人件費実績と基準額とが大幅に乖離（1 公園当り約 1,000 万円/年の減）しており、少なくとも現員の雇用継続は困難です。また、この人件費基準額は指定管理料の増額協議の基礎となるものでもあり、人件費実績との額の乖離は大変重要な事項であると思料します。 基準額算定において県が想定している人員数及び想定配置を示し、人件費の算出根拠をお教えてください。 その際、R3 から R7 の間の最低賃金上昇を考慮して人件費基準額を算出されているのか合わせて教えてください <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">R6実績</th><th colspan="2">公募基準額</th><th colspan="2">差額</th></tr><tr><th>収入のうち 指定管理料</th><th>支出のうち 人件費</th><th>指定管理料</th><th>うち人件費</th><th>指定管理料</th><th>うち人件費</th></tr><tr><td>有馬</td><td>56,994</td><td>38,907</td><td>59,822</td><td>26,531</td><td>2,828</td><td>△ 12,376</td></tr><tr><td>一庫</td><td>40,183</td><td>27,342</td><td>41,907</td><td>16,865</td><td>1,724</td><td>△ 10,477</td></tr><tr><td rowspan="2">尼崎</td><td>111,279</td><td>59,662</td><td rowspan="2">110,292</td><td rowspan="2">54,524</td><td rowspan="2">△ 987</td><td rowspan="2">△ 5,138</td></tr><tr><td colspan="2">R8より指定管理業務となる 魅力UP事業分を含む</td></tr><tr><td>丹波</td><td>60,023</td><td>33,826</td><td>62,587</td><td>23,214</td><td>2,564</td><td>△ 10,612</td></tr><tr><td>計</td><td>268,479</td><td>159,737</td><td>274,608</td><td>121,134</td><td colspan="2"></td></tr></table>		R6実績		公募基準額		差額		収入のうち 指定管理料	支出のうち 人件費	指定管理料	うち人件費	指定管理料	うち人件費	有馬	56,994	38,907	59,822	26,531	2,828	△ 12,376	一庫	40,183	27,342	41,907	16,865	1,724	△ 10,477	尼崎	111,279	59,662	110,292	54,524	△ 987	△ 5,138	R8より指定管理業務となる 魅力UP事業分を含む		丹波	60,023	33,826	62,587	23,214	2,564	△ 10,612	計	268,479	159,737	274,608	121,134			今回の基準額人件費について、前回公募時からの賃金上昇を考慮して算出しています。 その際に対象としている人件費は、各公園での年度報告書の収支報告書に基づき計上しています。
	R6実績			公募基準額		差額																																															
	収入のうち 指定管理料	支出のうち 人件費	指定管理料	うち人件費	指定管理料	うち人件費																																															
有馬	56,994	38,907	59,822	26,531	2,828	△ 12,376																																															
一庫	40,183	27,342	41,907	16,865	1,724	△ 10,477																																															
尼崎	111,279	59,662	110,292	54,524	△ 987	△ 5,138																																															
	R8より指定管理業務となる 魅力UP事業分を含む																																																				
丹波	60,023	33,826	62,587	23,214	2,564	△ 10,612																																															
計	268,479	159,737	274,608	121,134																																																	
6	募集要項 P12 ※3 物価・金利変動に伴う経費について	■賃金水準上昇に伴う指定管理料の増額について ① 「賃金水準を測る指標は、厚生労働省「毎月勤労統計」を用いる」とありますが、具体的にどの値を用いるのでしょうか。 また、「(公募準備時もしくは見直し検討時に公表されている直近1年分の平均値)」とありますが、これは、初回の指定管理料改定は公募準備時に公表されている直近1年分の平均値、2回目以降は前回の見直し検討時に公表されている直近1年分の平均値、を用いるという理解でよろしいでしょうか。 ② 初年度の人件費に 3.0%を乗じた金額までは指定管理料の増額はなく、指定管理者の負担となりますが、この3.0%の根拠、考え方をお示してください。 ③ 人件費及び物価の上昇率を見込めば、R8 単年度でみた場合、基準額に対し 4 公園合計で約 31 百万円の不足が出る見込みです。 ④ さらに、R9 以降も R8 と同様の人件費及び物価上昇が続くと仮定すれば、別紙2のような差が生じます。 所要額と基準額との乖離が大きくなることが容易に想像され、収支計画を検討することが困難です。 県が示す R9 から R12 の基準価格（指定管理料）は協議前提の仮の数字と考えてよろしいですか。 (参考)「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」をふまえた対応について（総務省自治行政局行政課長通知）において、「行動②：発注者側からの定期的な協議の実施」、「行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと」が定められています。	①用いる指標について、統計中のどの表・区分にするかは全県的な動きとして現在調整中となります。 指定管理料改訂に係る考え方として、「公募時の賃金水準」と「各年度の賃金水準」を比較していきます。例えば毎年3 %ずつ賃金水準が上がるとして、1 回目は 103%で指定管理者負担内、2 回目は 106%で3 %分増額、3 回目は 109%で6 %増額となります。 ②県が独自に設定しており、他団体の事例や、過去の賃金水準の変動トレンドなどを参考にし、妥当と判断した結果、「3.0%」を基準としています。 ④県が示す R9 から R12 の基準価格（指定管理料）は協議前提の仮の数字ではなく、現時点での基準額です。 ただし、募集要項 P12 に示す通り、賃金水準の大幅な上昇が生じた場合に双方の協議により指定管理料を増額する場合があります。																																																		

7	募集要項 P12 ※3 物価・金利変動に伴う経費について	■スライド制度の導入について 他の地方自治体（茨城県、静岡市、丹波市等）では、賃金水準や物価等に一定の変動が見られた場合に、その変動の影響を年度協定に基づき年度当初に決定した指定管理料及び翌年度の指定管理料に反映させる措置（スライド制度）が制度化されています。 質問番号2で採り上げたとおり、人件費・物価の急激な上昇が続く昨今、所要額と基準額との乖離が大きくなることが容易に想像され、収支計画を検討することが困難です。 人件費と同様に、燃料費や電気料金の高騰に伴う指定管理料の増額（スライド制度）が必要ではないでしょうか。	現在のところ本県は指定管理者制度においてスライド制度を導入する予定はありません。燃料費や電気料金の高騰に伴う対応は回答4に記載の通りです。
8	募集要項 P21 維持管理業務の実施方針	募集要項には維持管理業務の実施方針の審査の視点として、下記のとおり記載されています。 ・ 場所の特性に合わせメリハリをつけた管理頻度の設定により、公園全体としての管理レベルを確保する提案 例）利用されていないトイレの清掃頻度を減らし、よく利用されるトイレの清掃頻度を増やす 等 ※管理水準に示す作業方法、頻度を変更する場合は、変更理由が適切であれば評価する。 しかしながら、管理水準書での便所清掃の頻度は「1回以上／1日」です。 （前回公募時の管理水準書は「（一庫公園）1回／日（利用状況に応じて適切な頻度で管理を行う）」「（有馬富士公園）1回／日」「（丹波並木道中央公園）4回／週」でした） 募集要項記載の例の場合、よく利用されるトイレの清掃頻度を増やしたところで「1回以上／1日」の範囲内とも読めてしまいますが、本当にメリハリをつけた管理頻度の設定として評価していただけるのでしょうか。	便所清掃について「1回以上／日」は最低基準です。利用実態に応じて清掃頻度にメリハリをつけた提案をいただければ、審査・検討の上評価します。
9	募集要項 P28 自己評価	施設アンケートの年間目標調査数が示されていますが、対象の4公園には、アンケートの対象となるような施設（運動施設、歴史的建築物、集客施設）がありません。 具体的にどの施設についてアンケート調査が必要なののでしょうか。	アンケート対象は必ずしも集客施設に限らず、園内の主要施設（トイレ、駐車場、広場等）を含みます。利用実態に応じた対象設定で差し支えありません。
10	募集要項 P18 プレゼンテーション審査	プレゼンテーション審査の時間について、一庫公園と有馬富士公園は合計25分となるのでしょうか。 また、資料も合計3枚なののでしょうか。	記載している時間及び資料枚数は1公園あたりのものとなります。